

議員提出第4号

食料と農業の危機打開を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

提 出 者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛 成 者 吉川市議会議員 岩崎 小百合

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提 案 理 由 口 頭

食料と農業の危機打開を求める意見書

昨年の令和の米騒動は、日本の食と農の危機の一端を顕在化させました。農業者の減少が加速し、農業と農村は疲弊しています。これは、食を外国に依存する一方、農産物の価格政策を放棄し、農家の販売収入が生産コストを大幅に下回る事態の常態化を招いてきた結果です。これを根本転換し、「農業の再生」「食の安定供給」に本格的に踏み出すことは、今年的重要課題です。

政府は昨年、25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改定しました。この内容は、食料の安全保障の強化と言いますが、海外依存を一層強め、食料自給率向上をあいまいにして、輸入自由化や市場任せの従来農政の延長線上での「改定」でしかありません。

今大事なのは、食料自給率向上を最大の目標に据え、欧米がすすめる価格保障や所得補償など農家が安心して営農に励める基盤を整えること。また、新規就農者支援、学校給食への地場産活用の拡充などです。

さらに、市場任せの米政策の下では、今年も深刻な米不足になりかねません。政府が安定供給に責任を持ち、ゆとりある需給見通しを立て、生産と備蓄を拡大することなどが必要です。

よって政府においては、食料と農業の危機打開の施策実施を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月21日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣